

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年9月2日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年9月2日（水）午前9時～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

健康課 佐藤課長、竹内副主幹、渡辺主任看護師

3 件名

公共施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・予算を超えた場合の対応は。
→予算を超えたとしてもPCR検査を実施する必要があると認識しており、財政課と協議し対応する。

・PCR検査はどの段階で行うのか。当初検査を希望しなかった者が後日、希望した場合はいつまで検査を行うのか。
→このPCR検査の目的はクラスターの抑制と業務の継続であるため、感染者を確認した時点で速やかに検査を実施する。なお、強制ではないため、希望しない場合は実施しない。

・PCR検査の開始時期は。
→補正予算可決後、直ちにこの検査を位置づける。可決前であっても該当する事例があれば実施すべきと認識している。

・市が実施する検査で陽性と判定された場合の対応は。
→医師（学校医又は市医）から保健所に発生届を提出し、その後の対応は保健所が行う。

・「市独自のPCR検査指針」のうち、「行政検査のPCR検査に関する助成制度について」の文言など、分かりづらい部分があるので、修正した方が良い。
→わかりやすい表現に修正する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(経営戦略会議)

部課名 健康こども部健康課

件名	公共施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について							
現状・課題	<p>新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、市内小中学校や保育園、高齢者施設や障害者施設等においても感染者が発生する可能性が高くなってきている。</p> <p>このような中、保健所が実施するPCR検査については現状、濃厚接触者までを対象として実施しているが、同一空間等に長時間一緒にいた場合を対象としていない。</p>							
付議事案	目的	<p>市では、クラスターが発生した場合市民生活に極めて影響が大きく、事業の継続が求められ、早期に感染拡大の防止を図る必要がある施設について、市独自のPCR検査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や高齢者施設等の継続的な運営 ・クラスター発生の抑制 						
	対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自のPCR検査の実施 行政検査の対象外となった者のうち、一定要件に該当する者に対し、市が独自でPCR検査を実施する。 <p>対象施設 市内に所在する小学校、中学校、学童保育所、公立保育園、私立保育園(認可外保育を含む)、幼稚園、高齢者施設、障害者施設、こども発達センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回市が実施するPCR検査において、濃厚接触者として特定されたことにより除外された者が、保健所が実施するPCR検査を受けて初診料又は再診料等が発生した場合、その費用を補助する(10/10)。 ・公共施設の消毒については、施設管理者が実施するものであるため、市が設置する施設を委託により実施する。 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市PCR検査指針の決定について ・公共施設の消毒について 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への周知について ・マニュアルは早期に作成すること 							
スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	有	プレスリリース		
	議会説明	有	議員全員協議会	広報・HP等	有	HP		
	市民参加	無						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等							
	関係課	子育て支援課、保育課、高齢者福祉課、障害福祉課、教育支援課						
	事業費	6,000 千円 (うち特定財源)				0 千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

白井市PCR検査指針（案）

市では、クラスターが発生した場合市民生活に極めて影響が大きく、事業の継続が求められ、早期に感染拡大の防止を図る必要がある施設について、市独自のPCR検査を実施します。具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染が保健所により確定した後、行政検査の対象者以外に検査を実施します。

なお、対象施設及び対象者等については、下記のとおりです。

記

対象施設

市内に所在する小学校、中学校、学童保育所、公立保育園、私立保育園（認可外保育を含む）、幼稚園、高齢者施設、障害者（児）施設、こども発達センター

対象者

保健所が実施する行政検査の対象から漏れた者のうち、感染者が新型コロナウイルスを感染させる可能性がある期間（発熱等の発症2日前から）に下表の該当となる者を対象とします。

※市民である、なしにかかわらず実施します。

施設の種類	対象となる状態（感染者を基準）
小学校	同一クラス、同一部活動、担任・補助教員等
中学校	同一クラス、同一部活動、担任・補助教員等
学童保育所	同一の集団として教室内にいた場合
保育園（公立、私立、一時保育、認可外保育を含む）	同一クラス、担任等
幼稚園（送迎ステーションを含む）	同一クラス、担任・補助教員等
通所系高齢者施設	同一の集団としてサービス提供を受けた（行った）場合
入所系高齢者施設	一定の区画内（ユニット等）でサービス提供を受けた（行った）場合

訪問系高齢者施設	サービス提供を受けた（行った）場合
通所系障害者（児）施設（こども発達センターを含む）	同一の集団としてサービス提供を受けた（行った）場合
居住系障害者施設	一定の区画内（ユニット等）でサービス提供を受けた（行った）場合
訪問系障害者施設	サービス提供を受けた（行った）場合

※濃厚接触者については、保健所が実施することとなります。

検査方法

唾液による PCR 検査

対象者が自宅で検査キットに唾液を採取し、学校等に持参、教職員等が回収後、検査会社に引き渡します。

入所系施設については、施設において検査キットに唾液を採取後、検査会社に引き渡します。

費用

自己負担なし（白井市が負担します）

その他

行政検査の PCR 検査に関する助成制度について

今回市が実施する PCR 検査において、濃厚接触者として特定されたことなどにより除外された者が、保健所が実施する PCR 検査を受けて初診料又は再診料等が発生した場合、その費用を補助します(10/10)。

保健所等の対応について

市が実施する PCR 検査については、保健所が実施する PCR 検査を補完するものとなります。このことから、同対象を保健所が実施する場合は、市の事業は実施しないこととします。